

おおきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク・マスコットキャラクター使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 大会（以下「大会」という。）のシンボルマーク、タイトルロゴ及びマスコットキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって大会のPRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 シンボルマーク等とは、おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第3条 シンボルマーク等に関する著作権その他一切の権利は、おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 推進協議会（以下「推進協議会」という。）に帰属する。

(使用承認の申請等)

第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 推進協議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、シンボルマーク等を使用させることについて、事務局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 第1項の「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等使用承認申請書」に添付する書類は次に掲げるものとする。

- (1) シンボルマーク等の使用方法が確認できるもの。
- (2) その他、事務局長が必要と認めるもの。

3 承認申請のため事務局長へ提出された関係書類は返却しない。

(使用承認)

第5条 事務局長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の

各号のいずれかに該当するときを除き、シンボルマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (2) シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないと認められるとき。
- (3) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とすると認められるとき。
- (5) 特定の個人、又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用すると認められるとき。
- (7) その他、承認することが不相当と認められるとき。

2 前項の承認は、「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等使用承認書」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書記載の内容により使用し、応用使用はしないこと。
- (2) 承認を受けた者は、この権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 承認されたシンボルマーク等の使用状況について、写真を添付のうえ報告すること。
- (6) 承認期間中において、使用を取りやめることとなった場合は、速やかに届け出ること。
- (7) 事務局長からシンボルマーク等の使用状況を把握するための資料等を要求された場合は、当該資料等を速やかに提出すること。

2 大会が何らかの理由によって中止され、又は大会の内容が変更された場合であっても、推進協議会に対し、シンボルマーク等の使用による損害賠償その他の請求及び権利の主張を行うことはできない。

(承認内容の変更の申請)

第8条 使用者が使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ事務局長に「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等使用承

認変更申請書」(様式第3号)を提出し、変更承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第9条 事務局長は、シンボルマーク等の使用がこの要領又は承認した内容に違反していると認められるときは、当該シンボルマーク等の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018 シンボルマーク等使用承認取消書」(様式第4号)(以下「取消書」という。)により行う。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、取消書の交付を受けた日以後、速やかに使用を中止しなければならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(使用期限)

第10条 シンボルマーク等の使用期限は、使用を承認した日から協議会が解散する日までとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の取扱いについて必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年11月18日から施行する。